労働安全衛生法施行令

(昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号)

最終改正:平成二八年一一月二日政令第三四三号

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項 の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務
- 二 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 三 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務
- 四 前号のボイラー又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の溶接(自動溶接機による溶接、管 (ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。)の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じな い部分の溶接を除く。)の業務
- 五 ボイラー (小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。) 又は第六条第十七号の第一種圧力容器 の整備の業務
- イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラ
- ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー
- ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー
- 二 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水 分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が○・四立方メートル以下のものに限る。)
- 六 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン (跨線テルハを除く。) の運転の業務
- 七 つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第二条第一項第一号 に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除 く。)の業務
- 八 つり上げ荷重が五トン以上のデリツクの運転の業務

- 九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務
- 十 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務
- 十一 最大荷重 (フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。) がートン以上のフォークリフトの運転 (道路上を走行させる運転を除く。) の業務
- 十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十三 最大荷重 (ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。) がートン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転 (道路上を走行させる運転を除く。) の業務
- 十四 最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十五 作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン 若しくはデリックの玉掛けの業務

労働安全衛生規則

(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号)

最終改正:平成二八年一一月三〇日厚生労働省令第一七二号

第五章 就業制限

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項 に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる 業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三 (第四十一条関係)

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第一号の業務	一 発破技士免許を受けた者
	二 火薬類取締法第三十一条の火薬類取扱保安責任者免状を有す
	る者
	三 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)
	附則第二条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則(昭
	和二十五年通商産業省令第七十二号。以下「旧保安技術職員国家
	試験規則」という。)による甲種上級保安技術職員試験、乙種上級
	保安技術職員試験若しくは丁種上級保安技術職員試験、甲種発破
	係員試験若しくは乙種発破係員試験、甲種坑外保安係員試験若し
	くは丁種坑外保安係員試験又は甲種坑内保安係員試験、乙種坑内
	保安係員試験若しくは丁種坑内保安係員試験に合格した者
令第二十条第二号の業務	揚貨装置運転士免許を受けた者
令第二十条第三号の業務のうち次	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー
の項に掲げる業務以外の業務	技士免許を受けた者
令第二十条第三号の業務のうち令	一 特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイ
第二十条第五号イからニまでに掲	ラー技士免許を受けた者
げるボイラーの取扱いの業務	二 ボイラー取扱技能講習を修了した者
令第二十条第四号の業務のうち次	特別ボイラー溶接士免許を受けた者
の項に掲げる業務以外の業務	
令第二十条第四号の業務のうち溶	特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を受けた者
接部の厚さが二十五ミリメートル	
以下の場合又は管台、フランジ等を	
取り付ける場合における溶接の業	
務	
令第二十条第五号の業務	ボイラー整備士免許を受けた者
令第二十条第六号の業務のうち次	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
の項に掲げる業務以外の業務	

令第二十条第六号の業務のうち床	一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者
上で運転し、かつ、当該運転をする	
者が荷の移動とともに移動する方	二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
式のクレーンの運転の業務	
令第二十条第七号の業務のうち次	移動式クレーン運転士免許を受けた者
の項に掲げる業務以外の業務	
令第二十条第七号の業務のうちつ	一 移動式クレーン運転士免許を受けた者
り上げ荷重が五トン未満の移動式	二 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
クレーンの運転の業務	一 7 王沙朔パグレーン 産科技能研目で修了した名
令第二十条第八号の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
令第二十条第九号の業務	潜水士免許を受けた者
令第二十条第十号の業務	一 ガス溶接作業主任者免許を受けた者
	二 ガス溶接技能講習を修了した者
	三 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十一号の業務	一 フォークリフト運転技能講習を修了した者
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通
	職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の
	欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法に
	よつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについ
	ての訓練を受けたもの
	三 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十二号の業務のうち	一 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技
令別表第七第一号又は第二号に掲	能講習を修了した者
げる建設機械の運転の業務	二 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十
	七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(厚生労
	働大臣が定める者を除く。)
	三 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通
	職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の
	欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によつて行うもの
	を除く。)を修了した者
	四 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十二号の業務のうち	一 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者
令別表第七第三号に掲げる建設機	二 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術
械の運転の業務	検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。)
	三 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十二号の業務のうち	一 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者
令別表第七第六号1に掲げる建設	 二 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術

機械の運転の業務	検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。)
	三 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十二号の業務のうち	一 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成二十五年七月
令別表第七第六号2に掲げる建設	一日以後に開始されたものに限る。)を修了した者
機械の運転の業務	二 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十三号の業務	一 ショベルローダー等運転技能講習を修了した者
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通
	職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の
	欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法に
	よつて行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー等に
	ついての訓練を受けたもの
	三 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十四号の業務	一 不整地運搬車運転技能講習を修了した者
	二 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術
	検定に合格した者 (厚生労働大臣が定める者を除く。)
	三 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十五号の業務	一 高所作業車運転技能講習を修了した者
	二 その他厚生労働大臣が定める者
令第二十条第十六号の業務	一 玉掛け技能講習を修了した者
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通
	職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の
	欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によつて行うものを除
	く。)を修了した者
	三 その他厚生労働大臣が定める者